

「中高生対象キャリア教育実践プログラム研究事業」業務委託に係る
業者選定委員会 選定要領

(目的)

第1条 普通科を設置する高校及び中学校のモデル校の生徒を対象に、自己理解を深めた上で、目的意識を明確にして将来の進路を切り拓く力を育成するための実践的なプログラムを検討、実施するとともに、プログラム効果の分析業務を委託するに当たり、「『中高生対象キャリア教育実践プログラム研究事業』業務委託に係る企画案募集要項」に基づき、募集した企画提案書及び委託業者（候補者）の選定について必要な事項を定める。

(提案に対する意見・協議)

第2条 別に定める「『中高生対象キャリア教育実践プログラム研究事業』業務委託に係る業者選定委員会」（以下「業者選定委員会」という。）は、応募のあった企画提案書等を審査の上、委託業者（候補者）に対する意見等を協議する。

(審査対象事項)

第3条 審査に係る対象事項は、以下の各号に定める項目について行う。

一 企画提案内容

- (1) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める(a)キャリア教育実践プログラムの具体案が、仕様書3（1）に当てはまっているとともに、仕様書3（2）の教員への支援を含めて、生徒への適切な指導ができる体制を構築する企画となっており、事業目的の遂行に有益であるか。
- (2) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める(b)テスト・アンケート等の具体案は、仕様書3（3）に当てはまっているとともに、フィードバックが生徒のキャリア意識の醸成に有効なものであり、事業目的の遂行に有益であるか。
- (3) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める(c) テスト・アンケート等を含めたプログラムの効果検証の方法が、仕様書3（4）に当てはまっているとともに、実効性と的確性があり、事業目的の遂行に有益であるか。

二 業務遂行能力

- (1) 企業・団体等の類似業務の実績、経験は豊富か。
- (2) 企画内容と見積金額のバランス及び見積書の費用構成は適当か。
- (3) 業務を遂行するのに無理のない人員配置やスケジュールが示されているか。

(選定方法)

第4条

一 選定は別紙審査表により行い、委託業者（候補者）について、最優秀提案者を選定する。

(1) 各評価基準を5段階で評価し、合計100点満点とする。

(2) 各委員の審査結果（素点）を順位点に換算し集計した結果、最も高い点数の業者を最優秀提案者とする。順位点は、第1位を5点、第2位を4点、第3位を3点、第4位を2点、第5位を1点とする。なお、いずれかの項目に1人でも1をつけた業者は選定しない。

(3) 順位点の合計が同点の場合にあっては、委員の協議により、最優秀提案者を選定する。

(4) 最優秀提案者の評価得点が総評価得点の6割に満たない場合は再度公募を実施する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、選定に必要な事項は、千葉県教育庁教育振興部学習指導課が別に定める。

附則

この要領は、令和6年2月14日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。